

「こども基本法」がめざす、子どもや若者の権利が守られ、意見が尊重されるまちづくりを！

「こども基本法」は、子どもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会の実現をめざして、取り組みを進めることを目的とした法律です。「子どもの権利条約」の4つの原則を大切にしてつくられました。2023年4月、「こども基本法」が施行され、「こども家庭庁」が創設されました。

こどもたちに関連する課題には、これまでさまざまな法律がつけられ、対策が進められてきました。しかし、こどもの人権を尊重し、こどもの意見を聞く姿勢は、決して十分とはいえませんでした。

「こども基本法」では、こどもの権利を定めてその人権を守ること、こどもが意見を表し参加すること、その意見を尊重して取り組みを進めることを定めています。

こどもの健やかな成長や、子育てなどに対する支援のための取り組みを「こども施策」といい、6つの基本的な考え方をもとにして進められます。「こども施策」では、こどもの最善の利益を優先すると決められています。さらに、こどもの意見を聴いてその意思を尊重し、「こども施策」に反映することが求められています。(第11条) それには、こどもが参加して意見を表す機会や場をつくることが大切です。

「こども基本法」では、心と身体の発達のある人を「こども」としています。18歳や20歳といった年齢で、必要なサポートがとぎれないようにして、子どもや若者を支えるためです。

こども基本法が大切にしている6つの基本的な考え方 (第3条)

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからのためにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。



協力

奈良県人権保育研究会

引用・出典

○公益財団法人 日本ユニセフ協会 子どもの権利条約 <https://www.unicef.or.jp/crc/>
○こども家庭庁 <https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon> (参照 2024-11-20)

人権相談

○各市町村の相談窓口 (こども家庭庁のホームページ「相談窓口のご案内」からも探せます)

○みんなの人権 110 番 (奈良地方務局) [tel 0570-003-110](tel:0570-003-110)

○こどもの人権 110 番 [tel 0120-007-110](tel:0120-007-110)

○なら人権相談ネットワーク事務局 (奈良県地域創造部人権施策課)

[tel 0742-27-8726](tel:0742-27-8726) [fax 0742-27-8721](tel:0742-27-8721)

○奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会

[tel 0744-22-9611](tel:0744-22-9611) [fax 0744-22-9711](tel:0744-22-9711)

発行：奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会

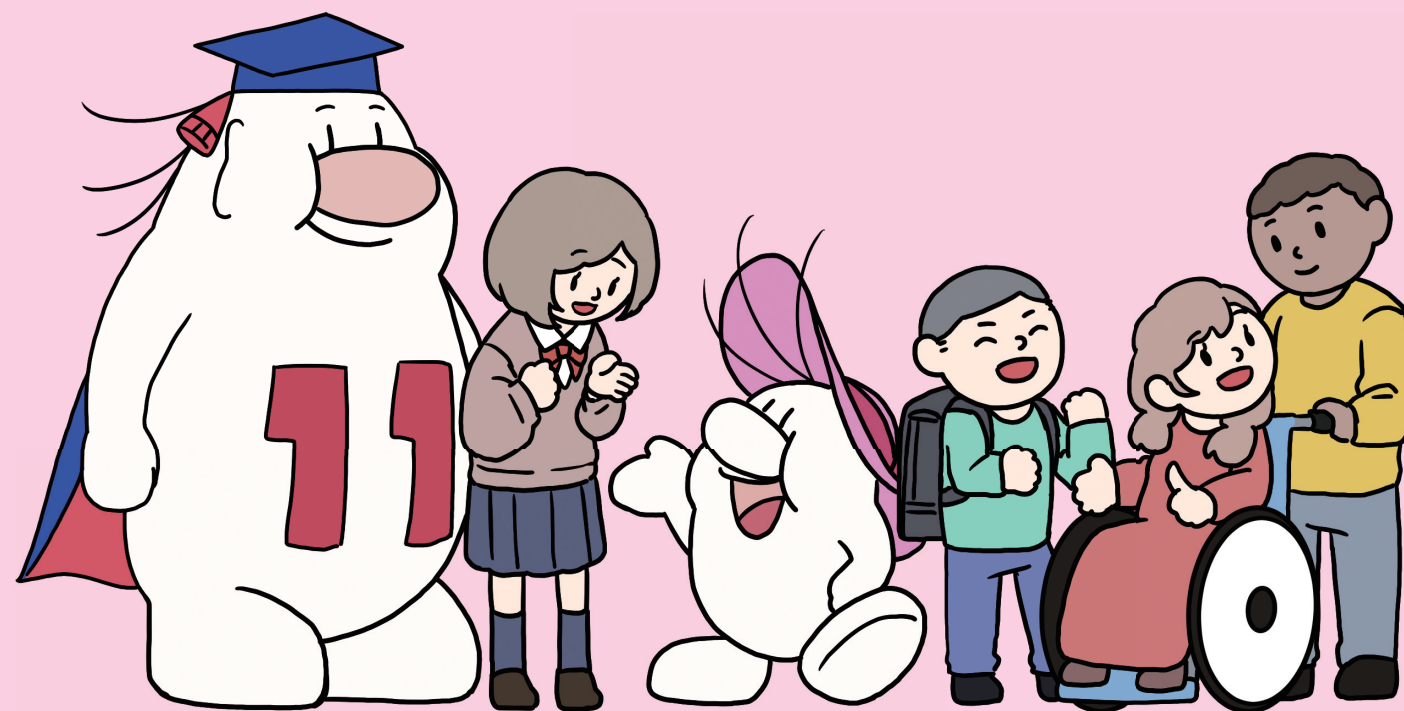
〒634-0061 橿原市大久保町 302-1 奈良県市町村会館 [tel 0744-22-9611](tel:0744-22-9611) [fax 0744-22-9711](tel:0744-22-9711)

法務省委託事業

すべての子どもと若者が 幸せに暮らす社会のために

2023年「こども基本法」が施行されました
「子どもの権利条約」に基づいてつくられました

子どもの人権について いっしょに考えましょう



奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会

「子どもの権利条約」は、世界中のすべての子どもたちがもつ人権（権利）を定めています

「子どもの権利条約」（児童の権利に関する条約）は、世界ではじめて、子どもはおとなと同じように、ひとりの人間として人権をもっているとなりました。

第2次世界大戦後の1948年、「世界人権宣言」が国連で採択され、すべての人が生まれながらに基本的人権をもっていることが認められました。世界的な人権尊重の高まりの中で、社会で弱い立場に置かれる子どもたちの権利についても注目されるようになり、その後、1989年、「子どもの権利条約」が国連で成立しました。

現在、世界196の国と地域がこの条約に入っています。
日本は1994年、158番目に条約に入りました。
日本が条約を批准して、30年以上になります。

生命・生存及び
発達に対する権利

子どもの
最善の利益

子どもの権利条約
4つの原則

子どもの意見の尊重

差別の禁止

「子どもの権利条約」では、18歳になっていない人を「子ども」としています。

それまでの、「子どもは弱くておとなから守られる存在」という考え方から、それだけではなく、「子どももひとりの人間として人権（権利）をもっている」、つまり、子どもこそが「権利の主体」であるという考え方に転換させました。

さらに、成長する過程の子どもたちには、保護や配慮が必要なこともあるので、子どもならではの権利も定めています。「4つの原則」、「4つの権利」を示し、おとなや国の役割についても明記しています。

おとなも、子どもも、「子どもの権利条約」を学ぶことが、子どもの人権だけでなく、すべての人の人権を守ることに繋がります。

世界中のすべての子どもは 大切に守られ、安心して生活し、教育を受けて成長し、自分の意見を聞いてもらえる権利をもっています

生きる権利

すべての子どもは、生きる権利、育つ権利をもっています。命が守られ、防げる病気などで命を奪われないこと、病気やけがをしたら治療を受けられること、人間らしい生活水準で暮らすことです。差別は禁止です。子どもは、国のちがひ、性のちがひ、宗教や意見のちがひ、障がいがあるかないか、お金持ちかどうか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。



守られる権利

すべての子どもは、暴力や不当な扱いから守られる権利をもっています。性的利用や虐待から保護されなければなりません。成長するために社会保障を受ける権利もあります。障がいのある子どもや少数民族などの子どもは、特に守られなくてはなりません。子どもは戦争から守られ、被害にあった子どもの心やからだも守られなければなりません。



子どもの権利条約 4つの権利

育つ権利

すべての子どもは、教育を受ける権利をもっています。もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長することができます。休んだり、遊んだり、文化や芸術に親しむこともできます。自分の名前や国籍をもち、親や家族と一緒に生活できる権利もあります。



参加する権利

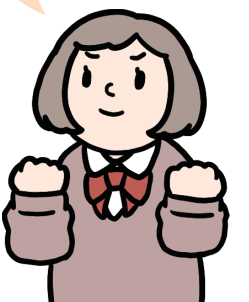
すべての子どもは、自分に関係のあることについて、自由に自分の意見を言う権利をもっています。その意見は尊重されなければなりません。子どもは、集まってグループをつくったり、集会を行ったりする権利を持っています。自分の成長に役立つ情報を手に入れることができ、子どもにとってよくない情報から守られなくてはなりません。



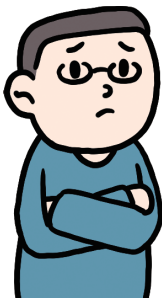
子どもにも
人権があるんだ
私たちが主役！



子どもの
大切なことを
決めるときは
子どもの意見を
尊重してね
私たちも
話し合いに
参加しなさい！



世界では
5歳までに
亡くなる子ども、
教育を
受けられない
子ども、
安心して
暮らせない
子どもたちが
たくさん



日本でも
虐待やいじめ
子どもの貧困
ヤングケアラーなど
子どもにかかわる
問題がいっぱい...

子どもや若者を
守るために
子どもの権利条約、
こども基本法が
あります！

